

# 奈良市公報

## 号外第7号

平成 18年 3月 24日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 総務課長  
印刷所 株式会社京阪工技社

奈良市長 藤原 昭

### 目次

#### 告 示

道路の位置指定の全部廃止 .....	1
放置自転車等の保管 .....	1
街区の区域及び街区符号の変更 .....	2
認可地縁団体の告示事項の変更 .....	2
奈良市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等 設備整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示 ...	2
放置自転車等の保管 .....	6
保存樹及び保存樹林の指定 .....	6
放置自動車の処分等 .....	6
身体障害者福祉法の規定による医師の指定 .....	7
身体障害者福祉法の規定による指定医の指定辞退 ...	7
放置自転車等の保管(2件) .....	7
指定管理者の指定の一部訂正 .....	7
開発行為に関する工事の完了 .....	7
道路の位置指定 .....	8
議会定例会の招集 .....	8
開発行為に関する工事の完了 .....	8

#### 監 査

監査結果に基づく措置の状況 .....	8
---------------------	---

#### 公 営 企 業

奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定の取消し .....	9
奈良市水道局指定給水装置工事業者からの事業の廃 止の届出 .....	9

#### 教 育 委 員 会

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令 .....	9
定例教育委員会の開催 .....	9

#### 選 挙 管 理 委 員 会

選挙人名簿からの抹消 .....	10
在外選挙人名簿からの抹消 .....	10

### 告 示

奈良市告示第 87号

建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告した建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1項第 5号の規定による次の道路の位置の指定を全部廃止しました。

平成 18年 2月 16日

申請者住所	奈良市佐保台西町 85番地
申請者氏名	新都市開発株式会社 代表取締役 吉岡 正治
道路の位置	奈良市秋篠町 112番地の 1Q 112番地の 33及び 112番地の 34の各一部
道路の幅員	4.3m
道路の延長	22m
廃止年月日	平成 18年 2月 16日
廃止番号	第 17026号

(平成 18年 2月 16日揭示済)

奈良市告示第 88号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。  
平成 18年 2月 16日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成 18年 2月 16日
- 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目 288- 1  
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間  
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1条第 1項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間  
午前 9時から午後 4時 30分まで
- 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちく

ださい。

- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
  - ア 移動費 2,000円
  - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表  
(平成18年2月16日揭示済)

奈良市告示第89号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成18年2月17日

奈良市長 藤原 昭

1 変更の年月日

平成18年2月17日

2 街区の区域及び街区符号

- (1) 東紀寺町一丁目の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図1及び別図2省略

(平成18年2月17日揭示済)

奈良市告示第90号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により藤原町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成18年2月20日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所	
変更前	変更後
宮本 善孝 奈良市藤原町4番地	宮本 昭光 奈良市藤原町143番地の2

2 変更の年月日

平成18年1月14日

(平成18年2月20日揭示済)

奈良市告示第91号

奈良市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年2月21日

奈良市長 藤原 昭

奈良市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設

等設備整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示  
奈良市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費補助金交付要綱(平成14年奈良市告示第122号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

第1条中「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費補助金」を「社会福祉施設等施設整備費補助金」に改める。

第2条を次のように改める。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業で、市長が必要と認めたものとする。

- (1) 社会福祉法人等が社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金交付要綱(平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国庫補助金要綱」という。)第2の3に定める施設整備に関し、別表第1の第1欄に定める施設の種類のごとに、同表の第2欄に定める設置根拠等により同表の第3欄に定める設置者が設置する施設に係る事業
- (2) 社会福祉法人等が地域介護・福祉空間整備等交付金実施要綱(平成17年5月6日老発第0506001号厚生労働省老健局長通知。以下「地域介護交付金実施要綱」という。)第3の(4)のアに定める施設に係る事業
- (3) 社会福祉法人等が平成17年度次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成17年11月25日厚生労働省発雇児第1125001号厚生労働事務次官通知。以下「次世代交付金交付要綱」という。)に定める施設に係る事業

第3条中「及び設備整備費」及び「施設整備に係る事業にあっては」を削り、「費用を」を「費用は」に改める。

第4条第1項第1号中「第2の8第1号に」を「第2の7第1号に」に、「第2の8第1号イ(ア)」を「第2の7第1号イ(ア)」に改め、同項第2号中「第2の8第2号に」を「第2の7第2号に」に、「第2の8第2号イ(イ)」を「第2の7第2号イ(イ)」に、「第6欄」を「第5欄」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 地域介護交付金実施要綱に該当する場合

地域介護交付金実施要綱別表3に規定された都道府県交付金配分基礎額に、地域介護交付金実施要綱別表4に規定された調整率を加味した額を基準額とし、当該基準額の3分の2を上限とする額

- (4) 次世代交付金交付要綱に該当する場合

次世代交付金交付要綱において、交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、次世代交付金交付要綱別表1-1、別表1-2、別表3又は別表4で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とし、当該交付基礎額の3分の2を上限とする額

第4条第2項中「第6欄」を「第5欄」に改める。  
第5条第1号中「別表4、別表6及び別表7」を「別表

3、別表 5 及び別表 6」に改める。

第 7 条中「施設整備に係る」及び「施設の」を削る。

別表第 1 (第 2 条・第 4 条関係)

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

1 施設の種類の	2 設置根拠等	3 設置者	4 負担金補助金の別	5 市費補助率
(1) 保護施設	生活保護法第 4 条	社会福祉法人又は日本赤十字社	補助金	3 / 4
(2) 社会事業授産施設等 ア 社会事業授産施設	社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号	社会福祉法人	補助金	3 / 4
(3) 身体障害者更生援護施設等 ア 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(身体障害者小規模通所授産施設を除く。) イ 身体障害者小規模通所授産施設 ウ 身体障害者福祉ホーム エ 身体障害者デイサービスセンター オ 盲人ホーム カ 市町村障害者生活支援センター	身体障害者福祉法第 2 条第 4 項 身体障害者福祉法第 2 条第 4 項 身体障害者福祉法第 2 条第 4 項 身体障害者福祉法第 2 条第 4 項 昭和 37 年 2 月 27 日社発第 109 号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」 平成 8 年 5 月 10 日社援更第 133 号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	社会福祉法人 社会福祉法人 社会福祉法人 社会福祉法人 社会福祉法人 社会福祉法人	補助金 補助金 補助金 補助金 補助金 補助金	3 / 4 3 / 4 3 / 4 3 / 4 3 / 4 3 / 4
(4) 知的障害者援護施設等 ア 知的障害者デイサービスセンター イ 知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設(知的障害者小規模通所授産施設を除く。) ウ 知的障害者小規模通所授産施設 エ 知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム オ 知的障害者福祉工場	知的障害者福祉法第 19 条第 2 項 知的障害者福祉法第 19 条第 2 項 知的障害者福祉法第 19 条第 2 項 知的障害者福祉法第 19 条第 2 項 昭和 60 年 5 月 21 日厚生省発児第 104 号厚生事務次官通知「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」	社会福祉法人 社会福祉法人 社会福祉法人 社会福祉法人 社会福祉法人	補助金 補助金 補助金 補助金 補助金	3 / 4 3 / 4 3 / 4 3 / 4 3 / 4
(5) 児童福祉施設等 ア 重症心身障害児(者)通園事業施設(A 型)	平成 8 年 5 月 10 日児発第 496 号厚生省児童家庭局長通知「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」	社会福祉法人	補助金	3 / 4
(6) 応急仮設施設	平成 17 年 10 月 5 日社発援第 1005010 号厚生労働省社会	本表中の施設の種ごとに定められてい	補助金	3 / 4

	・ 援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	る設置者		
(7) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	負担金又は補助金	2 / 3 から 3 / 4 まで

別表第 2 ( 第 4 条関係 )

1 区 分	2 施 設	3 市 費 補助率
ア 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ( 昭和 55 年法律第 63 号 ) 第 2 条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設 ( 木造施設の改築として行う場合 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設</li> <li>・ 身体障害者療護施設</li> <li>・ 知的障害者入所更生施設</li> </ul>	5 / 6
イ 地震防災対策特別措置法 ( 平成 7 年法律第 11 号 ) 第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設 ( 木造施設の改築として行う場合 )		

別記第 1 号様式の 1 施設整備用中「1 施設整備用」を削り、「第 2 の 8 」を「第 2 の 7 」に、及び介護用リフト等特殊附帯工事」を「介護用リフト等特殊附帯工事、授産施設近代化整備工事及び授産施設等整備工事」に改め、同様式の 2 設備整備用を削る。

別記第 2 号様式中

「オ 授産施設近代化設備 工事費	_____	円
カ 解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費 ( 解体撤去工事費 )	_____	円 を
( 仮設施設整備工事費 )	_____	円
キ その他の工事費	_____	円
ク 地域交流スペース	_____	円
ケ 合 計	_____	円
		」
「オ 授産施設近代化設備 工事費	_____	円
カ 授産施設等整備工事費	_____	円
キ 解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	_____	に改め、
( 解体撤去工事費 )	_____	円
( 仮設施設整備工事費 )	_____	円
ク その他の工事費	_____	円
ケ 地域交流スペース	_____	円
コ 合 計	_____	円
		」

「3 設備整備費に係る事業計画

(1) 事業の目的及び内容

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び必要理由
			円	円	
計					

を

(2) 財源内訳

ア 市 負担(補助)金	_____	円
イ 負担(補助)金	_____	円
ウ 設置者負担金	_____	円
(内訳)一般財源	_____	円
寄付金	_____	円
エ 合 計	_____	円

(3) その他参考事項

」

削る。

別記第 5 号様式の 1 施設整備用中「1 施設整備用」を削り、「第 2 の 8 」を「第 2 の 7 」に、「及び介護用リフト等特殊附帯工事」を「介護用リフト等特殊附帯工事、授産施設近代化整備工事及び授産施設等整備工事」に改め、同様式の 2 設備整備用を削る。

別記第 6 号様式中

「イ 授産施設近代化設備		
工事費	_____	円
カ 解体撤去工事費及び		
仮設施設整備工事費		を
(解体撤去工事費)	_____	円
(仮設施設整備工事費)	_____	円
キ その他の工事費	_____	円
ク 地域交流スペース	_____	円
ケ 合 計	_____	円

」

「イ 授産施設近代化設備		
工事費	_____	円
カ 授産施設等整備工事費	_____	円
キ 解体撤去工事費及び		
仮設施設整備工事費		
(解体撤去工事費)	_____	円 に改め、
(仮設施設整備工事費)	_____	円
ク その他の工事費	_____	円
ケ 地域交流スペース	_____	円
コ 合 計	_____	円

」

「3 設備整備費に係る事業内容

(1) 整備品目内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び必要理由
			円	円	
計					

を

(2) その他参考事項

(添付書類)

- 1 契約書(又は請書)の写し
- 2 検収調書(又はそれに代わるもの)の写し

削る。

附 則

この告示は、平成 18年 2月 21日から施行し、この告示による改正後の奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成 17年度予算に係る補助金から適用する。

(平成 18年 2月 21日揭示済)

奈良市告示第 92号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 18年 2月 21日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 18年 2月 21日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 2月 21日揭示済)

奈良市告示第 93号

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例(平成 14年奈良市条例第 51号)第 7条第 1項の規定により保存樹・保存樹林を指定したので、同条第 5項の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 2月 21日

奈良市長 藤原 昭

指定番号	樹木の内容
17-	樹木群の クロガネモチ・ツクバネガシの巨樹

002	名称	群
	所在地	奈良市月ヶ瀬石打 2356- 1
17-003	樹木の名称	ボダイジュ 本数 1本(2本株立ち)
	所在地	奈良市針ヶ別所町 615
17-004	樹木群の名称	スギ・ヒノキの巨樹群
	所在地	奈良市都祁友田町 182番地

(平成 18年 2月 21日揭示済)

奈良市告示第 94号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成 8年奈良市条例第 14号)第 14条第 4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第 16条第 1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成 18年 2月 21日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件	奈良市東九条町地内 (市道南部第 126号線上)
2号物件	奈良市大安寺七丁目地内 (市道中部第 86号線上)

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	ダイハツ	ミラ	軽自動車	紺	なし	L200S-578264
2号物件	スズキ	アルト	軽自動車	白	なし	CA71V-380831

3 処分年月日

平成 18年 3月 7日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

奈良市建設部土木管理課 電話 0742- 34- 1111  
(平成 18年 2月 21日揭示済)

奈良市告示第 95号

身体障害者福祉法(昭和 24年法律第 283号)第 15条第 1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和 62年奈良市規則第 29号)第 4条の規定により告示します。

平成 18年 2月 21日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
福井 義尚	西の京病院	奈良市六条町 102- 1	泌尿器科 (じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害)	平成 18年 1月 1日

(平成 18年 2月 21日揭示済)

奈良市告示第 96号

身体障害者福祉法施行令(昭和 25年政令第 78号)第 3条第 2項の規定により、指定医がその指定を辞退したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和 62年奈良市規則第 29号)第 4条の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 2月 21日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
井上 毅	奈良県立奈良病院	奈良市平松 1 - 30- 1	循環器科 (心臓機能障害)	平成 17年 9月 1日

(平成 18年 2月 21日揭示済)

奈良市告示第 97号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 18年 2月 22日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 18年 2月 22日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 2月 22日揭示済)

奈良市告示第 98号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 18年 2月 23日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 18年 2月 23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 2月 23日揭示済)

奈良市告示第 99号

指定管理者の指定(平成 17年奈良市告示第 823号)の一部を次のように訂正します。

平成 18年 2月 23日

奈良市長 藤原 昭

指定管理者の名称	
誤	正
済美地区社会福祉協議会 会長 岡崎 吉隆	済美地区社会福祉協議会 会長 岡崎 吉藏

(平成 18年 2月 23日揭示済)

奈良市告示第 100号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 18年 2月 23日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 3月 24日 奈良市指令都整開第 04A- 52号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 18年 2月 23日 第 976号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市北魚屋東町 1 番地、3 番地、4 番地、5 番地、6 番地、7 番地、8 番地及び 9 番地並びに奈良市半田横

町 14番地の 1 及び 40番地の 2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市北魚屋東町

国立大学法人 奈良女子大学

学長 久米 健次

(平成 18年 2月 23日揭示済)

奈良市告示第 101号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 18年 2月 24日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	神戸市東灘区森南町二丁目 9 番 2 号
申請者氏名	釜田 齋三
道路の位置	奈良市七条一丁目 545番地の 4 及び 545番地の 6 の各一部
道路の幅員	6.0m
道路の延長	17.92m
指定年月日	平成 18年 2月 24日
指定番号	第 17025号

(平成 18年 2月 24日揭示済)

奈良市告示第 102号

平成 18年 3月 7日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成 18年 2月 28日

奈良市長 藤原 昭

(平成 18年 2月 28日揭示済)

奈良市告示第 103号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 18年 2月 28日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 10月 26日 奈良市指令都整開第 05A- 37号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 18年 2月 28日 第 977号

(2) 公共施設 平成 18年 2月 28日 第 428号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町 226番地の一部、226番地、226番地の一部、2269番地の 264、2315番地の 2、2316番地の 9 及び 2582番地の 2 並びに東登美ヶ丘一丁目 231番地の 4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区谷町四丁目 8 番 30- 1311号

株式会社 ミック

代表取締役 石田 操

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市押熊町 226番地の 264、2315番地の 2、2316番地の 9 及び 2582番地の 2 並びに東登美ヶ丘一丁目 231番地の 4

(2) 下水道

奈良市押熊町 2262番地、2269番地の 264、2315番地の 2、2316番地の 9 及び 2582番地の 2 並びに東登美ヶ丘一丁目 231番地の 4

(平成 18年 2月 28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 3号

地方自治法第 199条第 12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成 18年 2月 28日

奈良市監査委員 吉田 肇

同 中嶋 肇

同 池田 慎久

同 船越 義治

福祉総務課

監査結果公表日 平成 17年 6月 7日(奈良市監査委員告示第 7号)

措置結果通知日 平成 18年 2月 14日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 奈良県軍恩連盟奈良市連合会補助金の交付においては、「会活動を円滑に推進するため」、また奈良市遺族会補助金の交付においては、「本事業の円滑な推進のため」という理由書が添付され、それぞれ全額前金払されている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第 17条第 1 項ただし書で認められて	(1) 奈良県軍恩連盟奈良市連合会補助金、奈良市遺族会補助金の交付においては、平成 17年度から前払理由書により具体的かつ明確に前払の必要理由を記入させております。また、団体の収支状況を十分に把握し、前払金の必要性と補助金の交付時期を検討いたします。

いるが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性和交付時期を十分精査されたい。

(2) 郵便切手の購入時に記載すべき郵便発送簿兼切手受払簿への記入漏れが見受けられた。適正な事務処理をされたい。

(2) 今後、適正に事務処理いたします。

(平成 18年 2月 28日 揭示済)

### 公 営 企 業

#### 奈良市水道局告示第 7号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 8条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 18年 2月 17日

奈良市水道事業管理者  
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	取消日
光建設	吉田 年光	奈良市五条町 240番地の 1 の 2	平成 18年 2月 13日

(平成 18年 2月 17日 揭示済)

#### 奈良市水道局告示第 8号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 18年 2月 21日

奈良市水道事業管理者  
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
丸谷組	丸谷 孝史	奈良市法華寺町 12番地の 6	平成 18年 2月 16日

(平成 18年 2月 21日 揭示済)

### 教 育 委 員 会

#### 奈良市教育委員会訓令甲第 1号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18年 2月 22日

奈良市教育委員会  
教育長 中 尾 勝 二

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程(昭和 49年奈良市教育委員会訓令甲第 3号)の一部を次のように改正する。

第 4条中「及び少年指導センター所長」を「、少年指導センター所長及び学校給食センター所長」に改め、同条社会教育課長の部分中第 1号を削り、第 2号を第 1号とし、第 3号を第 2号とし、第 4号を第 3号とし、同条体育課長の部分の第 2号及び第 3号中「許可」を「承認」に改める。

第 5条中「中央公民館長」を「生涯学習センター館長」に改め、同条第 9号中「中央公民館の使用の許可」を「生涯学習センターの使用の承認」に改め、同条中第 12号を第 13号とし、第 11号を第 12号とし、第 10号を第 11号とし、第 9号の次に次の 1号を加える。

(10) 社会教育機器材の貸出し

第 6条中「生涯学習センター館長」を「中部公民館長」に改め、同条第 6号中「許可」を「承認」に改める。

第 7条中「中央公民館長、生涯学習センター館長、西部公民館長、田原公民館長及び柳生公民館長」を「生涯学習センター館長、中部公民館長及び西部公民館長」に改め、同条第 4号中「許可」を「承認」に改める。

第 8条を削り、第 9条を第 8条とし、第 10条から第 16条までを 1条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 18年 2月 22日から施行し、この訓令による改正後の奈良市教育委員会事務専決規程の規定は、平成 17年 4月 1日から適用する。

(平成 18年 2月 22日 揭示済)

#### 奈良市教育委員会告示第 3号

平成 18年 3月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号)第 3条第 2項の規定により告示します。

平成 18年 2月 28日

奈良市教育委員会  
委員長 杉 江 雅 彦

- 日時  
平成 18年 3月 2日(火) 午前 10時から
- 場所  
奈良市役所北棟 3階 教育委員会室

## 3 会議に付すべき事件

## 1 議事

議案第101号 奈良市立狭川幼稚園の休園について

議案第102号 人事について

議案第103号 奈良市指定文化財の指定について

議案第104号 平成18年度補助するスポーツ団体について

## 2 その他

- (1) 教育委員会の後援にかかる事業について 3月～4月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成18年2月28日揭示済)

## 選挙管理委員会

## 奈良市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、平成18年1月31日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成18年2月20日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

## 1 抹消年月日

平成18年2月20日

## 2 抹消した者の氏名等

別冊のとおり

別冊省略

(平成18年2月20日揭示済)

## 奈良市選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11第2号の規定により、平成18年2月19日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成18年2月20日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

## 1 抹消年月日

平成18年2月20日

## 2 抹消した者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成18年2月20日揭示済)